

建築第 45 号の 18
平成 28 年 9 月 7 日

本庁各課長
教育委員会教育財務課長
警察本部装備施設課長 } 様

都市建築部建築指導課長

エレベーターの安全確保の徹底について（通知）

このことについて、国土交通省住宅局建築指導課長より平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1934 号が発出されましたので、通知します。

つきましては、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を積極的に活用するとともに、緊急時における事故の通報受信時の確認項目、初動対応等を定めたマニュアルの整備し、訓練等を実施してください。

都市建築部 建築指導課 建築指導係			
担当係長	長井	担当	岩田
TEL	058-272-8685		
FAX	058-278-2782		
E-mail	c11655@pref.gifu.lg.jp		